

# 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 会議録

日時:令和6年8月9日(金)

午後1時30分から午後3時30分まで

場所:宮城県行政庁舎9階 第一会議室

## 配布資料

### [議事資料]

議事(1) 第五期宮城県ニホンザル管理計画の一部改正(案)について

議事(2) 第二種特定鳥獣管理事業実施計画

- ・令和5年度管理事業実績報告書(県実施分)
  - ・令和7年度管理事業実施計画書(県実施分)
- ・令和5年度管理事業実績報告書(市町村実施分)
  - ・令和6年度管理事業実施計画書(市町村実施分)

議事(3) 指定管理鳥獣捕獲等事業(イノシシ、ニホンジカ)令和5年度評価報告書(基本評価シート)(案)及び令和6年度実施計画書(案)

### [参考資料]

資料1 第二種特定鳥獣に関する各種データ

資料2 クマ類の指定管理鳥獣への追加指定等の状況

資料3 宮城県における指定管理鳥獣としてのツキノワグマに係る今後の対応方針等

資料4 宮城県内の豚熱(CSF)発生状況と対応について

## 1 開会

(配付資料の確認、議事以降の写真撮影・録画録音禁止の説明、部会委員の紹介を行った)

## 2 挨拶

(伊藤環境生活副部長より挨拶を行った)

ご多忙のところ、また、酷暑の中、特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会にご出席いただき感謝する。

さて、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、著しく増加又は減少している鳥獣がある場合において、それらの鳥獣の生息状況などを勘案して、長期的な保護管理の観点から、特定計画を策定することができるかとされている。

この計画内容や事業の実施方法等について、科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、検討・評価をいただくため、本委員会を設置している。

本県ではニホンザル、イノシシ、ニホンジカ及びツキノワグマの4つの獣種に関して第二種特定鳥獣管理計画を策定しており、本日は、これらの獣類に係る令和5年度事業の実績と令和7年度事業の計画、及び指定管理鳥獣捕獲等事業の令和5年度評価と令和6年度実施計画について、ご審議いただきたいと考えている。

また、ニホンザルについては、令和6年5月の第二種特定鳥獣管理計画の作成ガイドラインの改正に伴い、第五期宮城県ニホンザル管理計画の一部改正を予定していることから、改正案について、御審議いただきたい。

ツキノワグマについては、昨年度、全国で人身被害が相次いだこと等を受け、令和6年4月にクマ類が指定管理鳥獣へ追加指定されたことから、県内の状況や今後の県の対応方針等について説明させていただく。

限られた時間となるが、忌憚のないご意見、ご提言についてよろしくお願い申し上げます。

### 3 開会(土屋委員長より挨拶、開会宣言を行った)

ただいまご紹介いただきました委員長の土屋です。本日はニホンザル管理計画の一部改正、ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ4種の令和5年の管理事業の報告と令和7年の計画についてご審議いただき。また、本日はツキノワグマの指定管理鳥獣への追加指定に関わる今後の宮城県の対応についてご審議いただくことになる。委員の貴重なご意見ご提言よろしくお願いしたい。

それでは、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会を開会する。

事務局(司会): (定足数の報告が行われ、委員17名中16名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により、本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり、本会議についても特段の支障が無いことから公開で行うことを説明した。)

事務局(司会): 以降の進行について土屋委員長にお願いする

### 4 協議事項

#### (1) 宮城県第五期ニホンザル管理計画の一部改正について

委員長: それでは議事に入るので、円滑な議事の進行についてご協力お願いしたい。

議事1の第五期ニホンザル管理計画の一部改正案については、ニホンザル部会において審議を行っており、原案を了承していただいている。その内容を含めて事務局から説明いただき、質疑を行いたいと思う。

事務局からご報告をお願いします。

(事務局から資料に従い宮城県第五期ニホンザル管理計画の一部改正について説明を行った)

委員長: 今の事務局からの報告内容についてご質問やご意見、あるいは確認事項はないか。

早坂委員：県の管理計画との整合性について、全頭捕獲及び多頭捕獲の対象範囲を広げるとあるが、広げるにあたっては、今までの群れの評価基準のレベルを変更するという事か。説明資料では赤字でたくさん変更点を記載してあるが、今までは追い払いによる対応ということで評価されていた群れ評価 D に対して、どのような基準で悪質度高いと、誰がどのようにして判断するのか。明確な判断基準はどうなっているのか、誰が決めるのかということをお答えいただきたい。今まで追い払いで済んでいたのが、同じ群れであっても多頭捕獲に急になるわけで。群れのレベルが変わるということか。

事務局：委員ご指摘のとおり、今回の群れ評価が中程度の群れということで、D を中程度の評価の群れにさせていただくという案を出しているが、これはもともと群れ評価が D だったものが、今回群れの評価の判断基準が変わったわけでも、D ではなかった群れから変更され増えたわけではなくて、評価基準は変わっていない。対策方法だけ今回、捕獲の考え方に書いてあるように追い払い等により効果的、効率的な成果を得ることが難しい場合に多頭捕獲を検討することを対策として追加したものである。

誰がどのように判断するかという部分については、実際に群れ評価が D の群れ自体は県の方で示している評価の基準が変わっているものではないので、これまで D だった群れについて、実際に今後追い払いなどを実施したが難しいという判断については、県の方にもご相談いただければ一緒に考えさせていただきたいと思うが、判断については、実際に被害を受けておられる方や、有害で捕獲をされる市町村で効果が認められないということであるというふうに判断いただいて、多頭捕獲を次に検討いただけないかという形で、捕獲の考え方について整理をさせていただいたものである。

早坂委員：そうすると評価 E にするのではなく、D の段階のままで多頭捕獲をするということで、その判断は市町村が行うと理解したが、それは県の関わりなく市町村の判断でということになるのか。

事務局：全部を市町村任せにすることは当然ないが、基本的には追い払いの状況などを踏まえて、市町村に判断いただくことを考えている。

早坂委員：県との共通認識はきちんと定まっているのか。

事務局：今回この案をお認めいただいて、このような形で、対策の捕獲の考え方等々、整理させていただいたら、こちらについては市町村とも共有させていただき、共通認識を持って対策に当たれるように取り組んでいきたいと考えている。

早坂委員：懸念しているのは各市町村でバラバラの対応になってはいけないのではないのかなと思ったので、そのことのお考えを伺ってみたいと思った。

委員長:ただ、前の評価でDとEで対策がかぶっているところがある。このあたりの線引きがはっきりしたというところか。

事務局:評価レベルのDとEの間にかかっているような群れもあるが、対策についてはDを評価レベルが中程度の群れということで新しく区分を作っている。これまでの群れの評価を、この管理計画の改定に合わせて直すというものではない。

委員長:これは県の方で、ちゃんと基準があって、各市町村を指導するという。こういう流れでよろしいか。

事務局:管理計画を改正させていただきましたらそれぞれの群れの評価に合わせた対策であったり、捕獲についての考え方を各市町村に示して、この改正案に基づいた対策をするように、共通認識を持って、取り組みを進めてまいりたい。

平田委員:やはり誤解を受けやすいのは、どんどんサルを容易に捕れるようにしているという体制ではなく、現在のトレンドでサルの群れを崩壊させたり、群れを分散させないように、選択的捕獲をきちんとしましょうということ、追い上げ・追い払いによって加害レベルは変化するが、全然対策しなければ、悪質度が増し、対策していれば、緊張感が保たれるというところがおそらく重要だと思う。群れの現状だけを見て、こういう行動をする群れだから、たくさん捕まえようという話ではない。おそらく他の委員の先生方も懸念されていると思う。

今の群れ評価はこのレベルですよと公表するのは、なかなかナイーブな話で、変化もする。住民の方にも自らの対策で、被害とか軋轢が抑制される、軽減されるということと、捕獲される方もサルの場合は非常に精神的な負担もかかるので、むやみに宮城県はその捕獲の強化に乗り出したということではなく、適正な管理を行うために、整理しているというところをもう少し分かるようにしていただければ、県民の皆様にも、それが伝わると思う。きちんと対策すべきことは対策をして、なお加害するものについては選択的に捕獲を行う。群れ全体が非常に農地とか人里への依存度が高く、戻らないものに対してはある程度多頭捕獲が必要であるが、ただ群れを消滅させるのではなく、きちんと群れが維持できるような捕獲をするというのが、通じないと、こういう議論とか誤解がでてしまうので、是非丁寧な対応で、県民の方々にお伝えいただけるようお願いする。

事務局:委員おっしゃるとおり、捕獲の方に全面的に舵を切るというものではないため、丁寧な説明をしてまいりたいと考えている。

金久保委員:群れのレベルによって対応が変わっていくということだが、それは群れごとの対応方針が今まで活動注視だったものが、多頭捕獲に変わるといった群れが出てくるということか。

事務局: 群れ評価 D に関しては、これまでは評価レベルのより高い群れであったが、捕獲という文言はこれまで入っておらず、追い上げを実施するという対策であったものが、今回の改正案では、評価レベルが中程度の群れとして、対策として、これまで記載の追い上げ・追い払い及び被害防除対策はこれまでどおりとし、加えて捕獲の考え方として、選択捕獲の検討を追加し、考え方をさらに整理したものとなっている。

金久保委員: (今回の資料ではない) 管理計画における表 8 で、今回の方針変更及び評価が変わった時に、リアルタイムに群れごとの対応方針をお示しいただけるという理解でよいか。

この表 8 には、群れごとに、活動注視であるとか多頭捕獲または全頭捕獲というのを、県から具体的に群れごとの判断が書いてあると思う。今回その判断方針が変われば、ここが書き換えられていくということになる理解でよろしいか。そして、昨年度の委員会でもお願いしたが、この評価レベルを毎年更新したものを本委員会の参考資料でお示しいただいているが、それとセットで対応方針もお示しいただきたい。是非ご検討いただきたい。

事務局: ご指摘いただいた表 8 において、群れ毎の評価及び対応方針を背景とこの中に記載をさせていただいている。現段階では、こちらを今回の管理計画の改正の新旧対照表に追加はしておらず、計画内の表 8 の改正自体は、次期(第六期)の管理計画改正時に合わせたいと考えている。ただ、現状の群れの状況と、対応方針の部分が乖離してしまうため群れの評価を毎年度の更新のデータに合わせて、委員からご要望いただいていたこちらの対応方針の改定と情報の共有につきまして、検討させていただきたい。

## (2) 第二種特定鳥獣管理事業実施計画について

委員長: 議事 2 については、各部会において審議を行っており、原案を了承していただいている。その内容を含めて事務局から説明いただき、質疑を行いたいと思う。

(事務局から資料に従い県実施分のニホンザル管理事業について説明を行った)

日野委員: 蔵王町での被害が今年度増えているなかでデントコーンの食害があるという説明があったが、従来までは蔵王町では被害が少なかったということなのか、栽培していなかったものを栽培したための被害なのか。

事務局: 令和 4 年度まではデントコーンの被害はなかったと認識している。

日野委員: お聞きしたのは、デントコーンを栽培していなかったから、被害がないのか栽培するようになったから被害が発生したのかということの分析ができていますか。

事務局: 栽培状況まで、今把握していないので、町に聞き取りをしたいと思う。

日野委員：海外からの家畜用の飼料が輸入価格高騰しているので、国内でも家畜の飼料用作物の栽培を広げようというふうな動きがある。蔵王町の例で言えば、デントコーンを栽培するようになった途端に、食害が発生したという事例があるとするならば、サルの群れのある市町村においては、家畜用飼料の栽培を始めようとするならば、サルの食害の対策も同時にしていき、被害があってから対策ということではなくて、もうすでに蔵王町の事例があるということを教訓の一つとして、農業担当部門部署からの情報提供というものに活かしていただければという趣旨。

阿部委員：蔵王町では、令和4年度と5年度を比べると出沒が早まったという表現があったが、そうすると、出沒が早くなってたくさん被害が出たと、その期間が長いということは、その作物と関係があるということか。

事務局：現状のその事実的な部分の説明で、実際に委員ご指摘のとおり、どういう因果関係なのかということところまでの分析は現状できていない。今後、聞き取りをし、どこまでわかるのかということはあるが、何か他の事案に活かせるような情報があれば、共有させていただきたいと考えている。

委員長：わかり次第委員にメール等で知らせてほしい。

早坂委員：令和7年度の県の実施計画書を読ませていただき、令和6年度と内容が全く同じで変更点がないと思ったが、最後の4ページ目のところに一つだけ変更点があって、変更したんだとは思ったが、そもそもこの変更は令和6年5月末に環境省からガイドラインが改正されたから計画を改正することになっているということとは大型の改正ではなくて大丈夫なのか。令和6年計画と令和7年計画では全く同じ文言が並んでいて、何も変わらなくても大丈夫なのか。この変更だけで問題はないのかと思っている。前回は朱筆の量が多かったように記憶しているが、令和7年度計画はこれだけで問題ないのか。

事務局：全頭捕獲・多頭捕獲の対象範囲が広がる部分は広がるが、県として取り組むにあたっての被害防除対策、生息環境の管理等々については、捕獲の対象の範囲を広げる、広げないに関わらず、継続して取り組むものと考えており、令和6年度の計画に記載している対策をそのまま継承させていただきたい。

早坂委員：他の課の方も完全に踏襲でいいから、令和6年度は素晴らしい計画だったということか。

事務局：当然ながらその課題は各課でもあると考えているが、基本線として計画に書かせていただく対策の内容について、何か大きく方針転換をしなければならないものはないと考えている。

委員長:何か新しいことがあったら付け加えてほしいという、要望だと思う。

事務局:また再度、関係各課とも今回のお話を共有させていただきながら、実際に新しい取り組み等々については検討させていただきたい。

早坂委員:議事2の第2種特定鳥獣計画の管理目標と達成状況についてのところで、達成状況が個体数・群れの調整というところ。議事に第五期宮城県ニホンザル管理計画達成状況についてという資料で、有害鳥獣捕獲により273頭の捕獲を行ったとあるが、これは今までの計画に従った評価レベルによる捕獲数になるわけで、前回の評価によるものだと思うが、群れ評価ごとの内訳はFとかWFとかの群れの捕獲数になるのか。今度の新しい計画ではD群を捕獲できるというふうになっているということは、これはFとかWFの捕獲数という理解してよいか。

事務局:今回273頭がそれぞれの群れから捕獲したものかというふうな詳細のデータがなく、FやWFのみの捕獲頭数であるとまでは確認できないところで、実際に捕獲にあたり群れ全体の捕獲ではなくて加害個体のみの捕獲にする検討を行うなど、努めているが、多頭捕獲より消滅に近い状況な群れが見られるという、実績になっており、FやWFの群れのみでの273頭ではないものと考えられる。

早坂委員:何を懸念しているかという、今度、D群も全頭捕獲であるとか、多頭捕獲に移行するという計画があるから、この会議が開かれていると思うが、最初に私が質問した時各市町村の判断で、とお答えいただいたと思うが、各市町村でまさかないとは思いますが、住民からサルが出たから捕まえてとそんなことで捕獲しているわけではないと思うが、評価基準を十分に各市町村が理解した上で捕獲しているのかどうか、それがはっきりした基準がないと、これからいろいろ捕獲していいとお墨付きを与えられた場合に、すごい数が捕獲されるのではないのかと懸念している。よくよく県と各市町村の担当者の方と、認識を共通にさせていただかないと。

もしかしたらとんでもないことになるのではないかという懸念があるので、そのことでお伺いした。やはり心配な面があるので、質問申し上げた。

事務局:実際、確かに対象範囲が広がったので、全部取れるようになるのではないのかというふうに読めてしまう部分もあるが、先ほど平田委員からもご指摘いただいたとおり、そういうことではなくて、全部取れるというよりは、被害防止も前提としてあるが、捕獲に関しての考え方は、ご指摘のとおり、その市町村と検討でちゃんと認識を同じにするような形で説明に努め、懸念のとおり、全部取れるようになったと思われて、Dでも選択的ではなく多頭捕獲ができる、検討するというようなことを文言として追加しているので、事前事後に相談をいただきながら、最終的に計画を変えたことで、最終的に捕獲頭数が爆発的に増えてしまうということがないように何かしら対策を考えさせていただきたい。

委員長:県と市町村と密な連絡を取って進めていくというご提言だと思うので、事務局は対応をよろしく願います

る。

平田委員:私、イノシシの国の委員もしており、ガイドラインの作成とかも携わっているが、ガイドラインはこういうものを遵守すると、保護管理上、なるべく適正に進めるということが書かれているが、一方で、先行してそれに取り組んでいる都道府県の場合は後から盛り込まれるということなので、真にその宮城県にとって必要な政策とか方策というものを反映するというのがガイドラインの本来の使い方だと思う。修正点の多い少ないではなく、何が問題となっていて、それに対して宮城県がどのような適正管理を進めていくかという観点で、考えていただきたいと思う。一方で、その捕獲に関しては有害鳥獣捕獲をされていると思うが、猟友会を中心とした、地域の捕獲従事者に委託されているのか、それとも調査会社のようなところで、調査をしながら加害個体を選択的に捕獲するかという、地域によっていろいろとやり方があるが、根拠法が違うとか、計画期間が違うと言いながらも、市町村が立てている被害防止計画との整合性というものが有害捕獲をするのであれば、ある程度すり合わせる必要があると思う。再三、ここで議論されているのは県で計画は作ったが、それは市町村はどう判断するのかを完全に委ねてしまうということと、また地域の捕獲従事者が捕まえやすいやり方で捕まえやすい個体を捕ってしまうと、そもそも順応的な管理ができなくなってしまう。被害防止計画とこの計画の整合性というところ、念頭に置いて進めていただきたい。そうしないと目標頭数というものもやはり破綻してしまうので連携をよろしく願います。

事務局:被害防止計画との二計画との整合性の部分については、今後見させていただきながら、進めたいと考えている。

委員長:議事1の(1)で県が第二種特定鳥獣管理計画を作成することを想定して環境省が作成して、と書いてあり、宮城県が一番優れているという、そういう文章になっているので、是非進めていただきたい。

事務局:補足だが、先ほど早坂委員から県の実施計画の案の十分不十分な点について話があったが、こちらの計画は、各鳥獣の部会とこちらの評価委員会でもいただいたご意見を踏まえて、庁内の関係各課にフィードバックし、それを踏まえて修正を行い、その後、県の予算要求が必要であれば、その取組も加え、年度末に改めて正式に策定するという形になっている。こういった場でいただいた意見を、庁内に持ち帰るということと、いただいた意見が、ひいては市町村の本日は説明割愛しているが、計画の方にも反映をし、市町村の計画は9月頃に農水省の交付金の計画などを次年度に出すというのもあるので、そちらにフィードバックされるという形になる。

委員長:議事1の1ページの下の方にこうスケジュールということで載っており、このとおりに進んでいくということになる。

委員長:その他にご意見あるか。それでは次に進みたいと思う。

イノシシ管理事業の実績及び計画について、事務局からご報告をお願いします。

(事務局から資料に従い県実施分のイノシシ管理事業について説明を行った)

委員長:今の事務局からの報告内容についてご質問やご意見、あるいは確認事項はないか。

平田委員:指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲実績の比率が、県内での捕獲頭数に占める割合が高い状況になっていると思うが、これは狩猟期に、例えば有害鳥獣捕獲を実施せずに指定管理捕獲を実施しているのか、それとも平行することで捕獲強化をしているという感じか。要するに各事業において何を目的に、どこでどのように捕獲しているのか。きちんとした棲み分けなど整備がされているか確認させていただきたい。

事務局:捕獲の目的によってどのように棲み分けをしているかということだが、捕獲の目的だけでなく、期間でもすみ分けている。目的について、有害鳥獣捕獲は単純に農林水産業被害防除のため有害となるものを捕獲するため、被害がなければ実施しなくていい面もあるが、環境省事業は個体数調整のための捕獲であり、被害の低減にも当然つながるが、基本的には適正な個体数に誘導するために必要な捕獲を行うものであり、両事業は目的が異なっている。

また、有害鳥獣捕獲は制度上、許可を受けて行うものなので、許可期間内であれば実施可能であり、実質通年実施できるが、宮城県では、イノシシとニホンジカの捕獲について、いわゆる農業の閑散期においては、指定管理鳥獣の捕獲ということで、個体数調整を精力的に行う。それ以外期間については農業被害対策のための有害鳥獣捕獲を行い、実質一年間、何らかの捕獲を行っている状況である。

平田委員:個体数調整を目的とした捕獲であれば、それに見合った捕獲手法であるとか、どういった個体をターゲットにするかなど、どうなっているか。

事務局:指定管理鳥獣捕獲等事業は個体数調整を目的であり、やみくもに捕っているというわけではない。先程説明した資料中、生息密度の昨年度との差を示した図があったが、これに基づき、密度が高いところで集中的に捕獲している。従来は受託者の裁量に一部任せていたが、昨年度からは生息密度の図を受託者に提供し、密度の高い地域で重点的に捕獲をしてくださいと指示を出している。この後の議事でも説明するが、そのあたり、非常に結果に反映されており、要は効果的に捕獲ができていると考えている。

平田委員:指定管理鳥獣捕獲等事業とは異なるが、先ほどニホンザルのところで被害が出ているから捕獲してくれという地域の住民の要望があり、それに対し、捕獲従事者の方が得意で作業しやすい場所、やり方で捕獲をしているという話があった。これでは順応的管理にならず、個々の対応になってしまうので、今回回答いただいた指定管理鳥獣捕獲等事業の手法がサルの管理においても非常に参考になると思うので、事業こそ違おうがそういったスキームを市町村や協議会などと共有し、十分連携した上で進めていただくことが、非常に重要で

はないか。

事務局:事務局から2点委員に伺いたい。イノシシについては先ほど説明したとおり県南部と県央県北部でかなり状況が違っている認識である。現在は県全体の推定生息数の目標をたて、その達成に向け捕獲目標を立てているが、イノシシ部会でのご指摘として、地域というか、圏域に合った目標や対策が必要なのではないかというご提言をいただいた。

そこで、猟友会にも入っている佐藤委員にお伺いしたいのだが、県南部ではイノシシが豚熱で一旦減り、その後、数字上は減ったままもしくはさらに減少している状況に見えるが、野外でどういった状況になっているか、感覚的なところで構わないのでご意見をいただきたい。

佐藤委員:野外でのイノシシの状況について、豚熱が発生した時期は猟友会で一緒に活動している方々からは、山の中で死んでいる個体が多いということをよく聞いた。最近はそのような話もなく、実際死んでいる個体もあまり見られないので、やはり豚熱の時期とは状況が違っていると感じている。

事務局:私も猟友会や市町の方から話を聞き、野外で死んでいる個体を見る機会が減ったという意見が多かったのも同じ見解ということかと思う。

もう一点、特に県北の方で捕獲数がかかなり伸びたということについて、猟友会の遠藤委員に伺いたい。これまでとおり捕獲を行い、結果意図せず伸びたのか、それとも捕獲努力をした結果伸びたのかということ、単純な疑問だがご意見をいただきたい。

遠藤委員:イノシシの捕獲については、栗原登米、大崎加美など地域によって多少違うと思うが、県北部の猟友会としては豚熱ということもあり、そこまで数がいらないと思っていたが、中間部というか里山に寄っているというか、餌場には勿論来るが、今までいたところになく、別のところに出るようになったというのが結構多かった気がする。

今日も午前中、加美で現在の状況を聞いてきたが、やはり今まではあまり見えなかったと、子連れもいないし、足跡もないと言っていた。しかし、ここにきて親子連れが多いなど、少し増えたような感じで見えるということであった。理由はわからないが、これまで生息していたところにわなを設置してもそこにはわりかし出てこないで、別のところへ移動して、簡単に言うと大崎の場合は鬼首の山奥の方に民家の少ないところ、そういうところに意外と親子連れが多いという話を聞いている。

本日の話も踏まえると、認識よりもずっとイノシシがいるのではないかと思ったところ。とにかく、個体数調整が必要なので捕獲に積極的に取り組んでいきたい。指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者育成の研修にも新しい方々がたくさん参加しているなど、体制は十分である。

委員長:その他にご意見あるか。それでは時間が迫っているので次に進みたいと思う。

**ニホンジカ管理事業の実績及び計画**について、事務局からご報告をお願いします。

(事務局から資料に従い県実施分のニホンジカ管理事業について説明を行った)

委員長:今の事務局からの報告内容についてご質問やご意見、あるいは確認事項はないか。

相澤委員:ロードキルの細かい記録や、除草の効果の評価について説明、ご検討いただき感謝。引き続きよろしくお願いしたい。興味本位で恐縮だが1点教えていただきたい。ニホンジカだけでなく、ほかの獣種も含めて様々な研修会、県とか市町村担当者が対象のものや普及員が対象の研修を行っていると思うが、そのあたりの役割分担というか、どういうその研修があり、中身についてもどう違いがあるのか、わかれば教えていただきたい。

事務局:研修会の内容、それに伴う県の組織的な役割などの棲み分けについては、大きく林業部局と農業部局で実施している研修に分かれている。ニホンジカの場合、農業被害だけではなく林業被害も多く発生しているということで、林業部局の普及指導員、要は現場で指導を行う方を通じ、防除方法や助成制度について森林組合や林業を生業にしている方々に対し直接説明しているケースが多いと思われる。農業サイドについては、本日担当課がいるので説明願う。

事務局(農山漁村なりわい課):農業部門に関しての研修関係については、基本的には市町村職員並びに市町村で指定している実施隊の方を主とした形での研修となっている。

委員長:これは研修会に参加されて、それをもっと広く、いろんな機会でご説明された方がいいのではというのが相澤委員のご意見だと思うが、そういうシステムは既に出来上がっているのか。

事務局:縦割りの回答で申し訳ないが、林業部局では制度全般については市町村への説明会や、林業関係団体に一括で説明しているが、それ以外でも、実害を受けている林業事業者や森林所有者に直接話をしている。被害状況や対策は案件によって状況が違いため、寄り添った説明が必要なこともあるため、対象範囲が広ければいいということはないと考えている。

平田委員:ニホンジカの捕獲数の積算根拠について、非常にわかりやすい説明だが、うち1440頭を指定管理捕獲で担うということについて、認定事業者は実質猟友会の方と思うが、であれば狩猟も有害鳥獣捕獲も同じ者が行うことになるので、結局、将来的には人材不足で持たなくなると思う。

認定事業者の育成や捕獲従事者の育成について、将来も見据えているのか、人材育成と合わせての質問になるが、それがないと恐らく計画した頭数をそれぞれの事業で割り振るところまでは理解できるが、結局蓋を開ければ猟友会への負担が集中しているという話になりかねないので、そのあたり現状と課題があればど

のように人材育成に取り組まれているかということをお願いしたい。

事務局：人材に関する全体的な話にはなってしまうが、まずご指摘のとおり有害鳥獣捕獲と指定管理捕獲の担い手は実質同じである。従って、人数がボトルネックになって捕獲数に影響するということは、十分考えられる。

それを踏まえ県としてどのような状況にあるのかと、今後の対応について、まず狩猟免許を持っている人数は増加している。また猟友会の人数も増加している。年齢構成について、県全体でも猟友会でも若齢化をしている。つまり、数字だけ見れば担い手が増えるように見えるが、若齢化しているということは、別に仕事を持っている方が多いということで、兼業で捕獲を行うというのが、わなの見回りなどを踏まえると現実的ではないため、現場では猟友会で60代以上の方にかなり依存してしまっているというのが現状である。

従って、この先を考えた時に、主たる方々が抜けて、次の人が入ってくるにしても先細りしてしまうであろうということで、県としては、捕獲の担い手、間口を広げる部分は従来から実施しているが、兼業を前提とした捕獲のやり方、例えば見回りについては法律上、捕獲した個体を放置してはいけないため、見回りを毎日しているわけだが、例えば遠隔のカメラを使って見回りをすることもできる。今後は、兼業の方や少子化を見据えた狩猟者の在り方を示しながら育成していく必要があると考えている。

平田委員：地域外からの方や県境を越えた連携とか、いろいろな取り組みが行われている中で、やはり安全対策が必要になると思う。誰でも好きに捕獲ができるわけではないのが有害鳥獣捕獲であり、指定管理捕獲であると思うので、その中で免許所持者が増えたと言っても、結局その三年後の更新で3割とか更新されない方が多いということもあるので、表面上の数値だけではなく、少し中期的に人材を育成する観点を持っていただきたい。

委員長：これは大変だと思うが、非常に課題とすべきご提言だと思う。他に質問等あるか。

日野委員：確認というかお願いも含む話となるが、道路上での車両と二ホンジカとの衝突事故の件数について、継続調査を行いながら傾向も見ているわけだが、先ほど捕獲頭数について、地域によって、増減の傾向に違いがあると説明があった。様々なデータを分析する際、道路上での事故の件数の報告は国道であれば国の担当部門。それから県道であれば県の土木部門、県道以外にも県管理の国道もあると思うが、石巻市ではそれぞれに前年の事故件数等を問い合わせし、教えていただいて大変助かっているところ。

しかし、担当者の入れ替え等もあり、市への報告をすべき義務は県の道路担当部門としてそういう立場ではないという発言をされる担当者もいるようである。道路行政ということからシカの事故件数を都度把握して市町村からの問い合わせに応じることは、義務とまでは言えないかもしれないが前段に申し上げたとおり、これまで何年もかけた傾向というか、実態実情について数値を見てきているため、引き続き事故件数の把握というか、関連した問い合わせについて応じていただくようなお願いをできないかと思っている。

先ほどの玉手さんからの説明でも、石巻専修大学の辻先生がロードキルの研究をなさっているということ

で、これについてもそれぞれの道路管理者で把握している数字を教えてくださいは大変助かるわけで、それ以外になかなか頼る部門がないことから、引き続き、事故件数の把握、あるいは問い合わせに対しての応答と対応をお願いしたい。

委員長:オンラインの辻委員が挙手しているのでどうぞ。

(音声不良のため聞き取れず、事務局にて事前に辻委員より連絡あった内容を説明)

事務局:この件について、会議前に辻委員よりメールで連絡をいただいたため、この場を借りて内容の紹介と回答をさせていただきます。

辻委員は以前からロードキルの研究をされており、その中で県の土木部で調査している数字を使っていたが、それが半年ほど前から提供いただけていない状況ということで、本日、日野委員の指摘にもあったが、議事となっている計画は、県の計画として関係各課が名前を連ね実施しているものである。土木部も該当している以上、当課から直接、県の計画であることを踏まえきちんと取り組んでいくものであるということ連絡し、調整させていただきたい。

ニホンジカだけでなく、ツキノワグマについても河川管理というところで関わっており、県民から土木部署に刈払い要望があるようだが、河川管理との兼ね合いが難しいということも聞いている。とはいえ、引き続き県の計画に基づく取り組みであることについて、関係各課との調整を今まで以上に取り組んでいきたいと考えている。

委員長:以前はロードキルのデータが結構出ており、なぜ途切れたのかと考えていたがいろいろな事情があることはわかった。できるだけ取りまとめするようよろしくお願いいたします。

その他にご意見あるか。それでは時間が迫っているので次に進みたいと思う。

**ツキノワグマ管理事業の実績及び計画**について、事務局からご報告をお願いします。

(事務局から資料に従い県実施分のツキノワグマ管理事業について説明を行った)

委員長:今の事務局からの報告内容についてご質問やご意見、あるいは確認事項はないか。

早坂委員:環境省がクマ類を指定管理鳥獣に追加指定するということで驚いた。東北で大変クマが多いとさっき説明があったが、九州ではほとんど絶滅しており、四国では希少動物として扱われている。自然が豊かで、しかも森林が多い東北にクマが多いのは当然のことなので、東北に多いから、多いことで出会っていろいろなことになっているから、クマが多いから指定管理鳥獣として捕獲圧を高めるというのは筋違いだと思っている。

アーバンベアーの増加要因は、耕作放棄した農村部であるとか、野菜を取らないでそのまま置きっぱなしにしている方も、農村の方に行くともみられる。あとはアウトドア施設で放置された食料があり、それを食べたクマは山にいるよりもこの方が楽ちんだと感じる。それもアーバンベアーが増える一因ではないかと推測している。したがって、農村部というか、そういうところの方々への声かけや、アウトドア施設の適正管理について県ではどのように考えているのか、あるいは放っておいているのか伺いたい。

事務局:まず自然保護課から回答する。アウトドア施設を含め、集客施設、特に山間の集客施設への対応について、基本的に全体への発信として、キャンプ場では残飯やゴミとかを放置しないで持ち帰るという至極基本的な話について、利用者に対する発信をしている。また、個別施設から問い合わせがくることがあるので、そういった際に施設のホームページなどで情報発信をしてもらうようお願いをしている。

耕作放棄地の話があったが、やはり人間社会の変化も要因としてある程度大きいと思っている。具体の対策や状況については担当課があるので説明を代わる。

農山漁村なりわい課から回答する。農業の方の対策としては、自治体向け、市町村向けの研修の中で、耕作放棄地、それから放任果樹の撤去や、環境整備などといった部分に関して、研修の中で指導をさせていただいているところ。

早坂委員:クマが悪者になっているのがとても納得いかない。人身被害というが、秋田のようなところは、それは山に返さないで捕殺するべきだと思っている。特定のクマが原因だと思うが、クマ全体が悪いような言い方がされ、環境省が今回指定鳥獣にするというのは実際問題どうなんだろうと思っている。また最近では SNS などで若い人たちが面白がってクマのあることないことをいろいろあげているっていうのもいかなものかと思っていて、今年の5月9日河北新報の朝刊に載っていたが、トレイルカメラで霊屋下で動画が撮影されたという記事が載っていた。これは今に始まったことじゃなく、瑞鳳寺は数年前からクマは出ており、幼稚園の裏の方から、あそこは青葉山から直接に降りてこられる通路沿いにあるので、春先はいつもクマが出てきている。でも寺の方は何もクマが悪さをするわけではなく、筍をとって食べていただけなので、こちらから何か余計なことしなければ問題ない、いつものことだと言っていた。

それが何もかも、秋田や北海道で人を食べたクマがいるとか、そういうことで大騒ぎになって、過熱気味になっているところがあるのではないかと懸念している。自然保護の立場としては、あまりにも一方的に発信されてもどうなんだと感じるところがあるので、宮城県は幸いにして、あまり人身被害がないので、今までとあまり変わらないような施策でいいのではないかとと思っているが、そこは県としてはどう考えているのか。

事務局:現状、指定管理鳥獣になったことがかなりクローズアップされているが、先ほど説明したとおり、基本的に国は被害の低減と個体群の保全のバランスをとるスタンスを変えていない。さらに、指定管理鳥獣になったが、捕獲は調査を実施した上で必要なら行いなさいと規定されているので、とにかく捕獲をすぐにしましよと国は制度上はなっていない。県も同じスタンスなので、何が何でも捕獲をしますとか、そういった形にする予

定はない前提で、具体の取り組みは対応方針で説明したとおりである。

ただ、一方で県内の熊が何匹いるか、減っているか増えているかというのは、今、目の前にクマがいる人にとってはあまり関係のないことと言うか、本日は市町村の委員の方々がいらっしゃるので、よくご承知かと思うが、目の前で恒常的に出てくるクマに対する恐怖と、それを取り除いてほしいというごもっともな感情がある中で、これまでは、特に市街地では行政として制度の縛りで対応しきれない部分も一部あったが、今回、県の対応方針で示したとおり、将来的に加害になり得るであろう可能性の高いクマであれば、人身被害を発生させないというのが県の管理計画上の目標でもあるので、それについては対処しなければならないと県として認識している。

繰り返しになるが、あくまで捕獲ありきではやらないスキームで進めているものの、一方で必要な場合は躊躇なく捕獲することも裏を返せばあるので、バランスというか、それこそ順応的な管理の話になってくるが、いずれにせよ制度が始まったばかりでもあるので、慎重に対応していきたい。

早坂委員：クマはやはり日本にとって貴重な大型動物なので、絶滅に向かうような方向は避けていただきたいと思う。慎重な取扱いをぜひお願いしたい。

委員長：他にどうか。

日野委員：ツキノワグマの目撃情報について、住民から警察の方に通報がいくとか、あるいは警察の方から新聞社の方に通報が行って記事になっているというルートがあるようだが住民からの通報の内容によっては情報の確かさと言うか、明らかにクマなのか、あるいはクマのような何か黒い生き物とか、イノシシなのか、あるいはニホンカモシカなのかという区別もはっきりしないままに、クマのような生き物の目撃情報ということで通報されることが多いように感じる。

これまでの我々の経験でも、新聞記事になった後に、通報者がたまたま確認でき、詳細をうかがう過程で本人のスマホの映像情報を拝見させていただいたところ、実際はニホンカモシカだったということもあった。ほかにも、車を運転中に何か黒いのを見たという、生き物かすら不確かな通報もあるようだった。県で発信しているクマの出没注意報や警報の切り替えはこの目撃情報の多さ、少なさで対応を切り替えをしているわけで、この件数が大変重要な数値になってきている。しかし、その目撃情報には不確定要素が多分に含まれているという状況にも感じるので、このあたり、通報、目撃情報の取扱い、本当にクマなのか、あるいはクマらしきものなのか、というようなところを区別して情報を取り扱う方法がないものかと思っている。

事務局：日野委員がおっしゃるように、県で公開している情報は、大部分が市町村に寄せられたものを県に報告いただいて掲載しているというもので、ご指摘のように、錯誤というか錯視したものも一定数あると考えている。ただ、県で公開するにあたり、更新の頻度をできるだけ上げるためには情報を精査するステップをできる限り減らすだけでなく、クマかもしれないものについても、注意喚起という観点から公開させていただいている

状況であり、そこはバランスがとても難しいと感じている。

対応として、市町村にあげていただく記載要領では、クマかもしれないという場合には、かもしれないというところを備考欄に書いていただくようお願いをしているので、バックデータとしてはそういったフィルターもかけられる。しかし、注意喚起するという観点、人身被害を発生させないという立場に立つと、カモシカかもしれないというものも一応クマだという前提で、基本的には取扱いをさせていただきたいと考えている。このあたりは運用しながら、フィードバックをいただきながら改善して行きたい。

委員長:他にどうか。

平田委員:林業被害が700万円ということだが、被害額の算出はご存知のとおり非常に難しいと思う。累計でされているのか、元玉だけなのかどうかなど。結果、金額だけが大きく増加したとならないように、ある程度傾向を捉えるとか、金額を精査していただいて、被害額を大きく見せたり、小さく見えたりということがあるので、そのあたりは農作物被害とまた異なるので、取扱いに注意したほうがいい。

また、ICTの活用だが、ICTの活用については捕獲機材を想定されているのかもしれないが省力化はできるとしても高効率化はおそらくICTの捕獲機材だけでは難しいと思う。そもそもICTは錯誤捕獲を防ぐために他の動物でも導入するとか、あとはグーグルマップで目撃情報を可視化しているので、その件数の多い地域で放任果樹の伐採を評価するとか、ICTをすぐ捕獲に活用するのではなく、やはり人間との軋轢を回避するためにできることを効率的に進めるという考えで使っていただいた方が有効ではないかと思う。

事務局:林業被害額の算定については、被害を受けた木が将来的に育って販売された時の素材の価格、材木としての価格で計算をしているため、樹種などで若干変動はあるものの決まった方法で算定している。ただ、額については調査しただけ伸びることもあり、指標として掲げてはいるものの、伐採しなければ被害額が下がらない、でも傷がついた時点で素材としての価値がないので、伐採しても赤字になるので放置されるといったジレンマがある。そのあたり林業部局の方といろいろと調整を重ねているところ。

ICTの活用についてはおっしゃるとおりだと思っている。捕獲ありきでなく、その前段階での活用であるとか、結局どのように使うかというところが一番重要と思う。他県でも事例がだいぶ出てきているようなので、収集し反映していきたい。

委員長:他にどうか。なければ時間が押しているので議事(2)についての質疑を終了する。

### (3) 指定管理鳥獣捕獲等事業(イノシシ、ニホンジカ)令和4年度評価報告書(基本評価シート)(案)及び令和5年度実施計画書(案)

委員長: それでは次の議事(3)に移る。事務局から説明願う。

事務局: (資料に従い説明を行った)

委員長: ただいまの事務局からの説明について、ご質問や確認事項はあるか。

(特に意見等無し)

委員長: それでは長時間の議論に感謝したい。ここで議事(3)について終了する。

議事(2)及び(3)については、原案のとおり了承ということでよろしいか。

(異議無し)

委員長: 議事(1)のニホンザル管理計画の一部改正について、本日の議事一第五期二本ザル管理計画の一部改正に関わる今後の手続き等について、改正案については10月の開催予定の自然環境保全審議会で諮問した後、パブリックコメント等を経て、本評価委員会ニホンザル部会及び自然環境保全審議会で再度ご審議いただくことになる。パブリックコメントの結果及び意見に対する県の考え方については、事務局から、委員会の委員の皆様にもメールで報告される。なお、パブリックコメントによる計画の修正がない場合には、もしくは軽微な変更のみの場合は、委員会の開催要否について当方に一任していただいでよろしいか。

(異議無し)

議事(1)については意見がいろいろとあったことから、事務局で必要に応じて修正するようにしてください。

以上を持ちまして、本日の議事はすべて終了となる。事務局に進行をお返しする。

## 5 その他

事務局(司会): 5 その他に移りますが、委員の皆様から何かありますでしょうか。

菅原委員: その他ということで、委員の立場ではなく、栗原市として二点ほどお願いがある。

ツキノワグマの有害鳥獣捕獲について、有害捕獲については最前線でやっている市町村の職員です。昨年は秋から冬にかけて住宅地での目撃情報や民家への出没が数多くあった。その都度、現地調査に出向きクマの気配があるときは花火等で追い払いを行い、併せて住民の方には自主防除を指導している。しかしながら、その後も出没が続き、自治体から県へ有害鳥獣捕獲許可申請を行ったが、昨年はなかなか許可がおりなかった。

そのため、市から県に事情を説明し、最終的には許可が下りたが、その時は加害個体が移動した後で捕獲には至らなかった。この状況は市議会でも問題となり、なぜ捕獲許可がなかなか出ないんだというような強い意見や要望がなされたところ。家の敷地内に夜ごとにクマが徘徊しているのにクマが来ないように対策をした

ら許可を出しますということでは、行政として住民に寄り添った対応ではないのかなと感じている。

またクマの指定管理鳥獣追加によって県の考え方が大きく変わることはないようだが、せめて住宅地や民家での出没があった場合は、速やかな有害捕獲許可をお願いしたいと考えている。

もう一点、先ほど指定管理鳥獣追加で説明のあった資料でゾーニングということもあったが、現行の第四期管理計画には、ゾーニング管理の記述がない。今年の2月16日付で北海道東北地方知事会が環境大臣宛にゾーニング管理の推進を要望しているので、その辺、今後どうなるのかお話を聞かせていただきたい。

事務局：二点、有害鳥獣捕獲許可の関係とゾーニングという話をいただいた。まず、有害鳥獣捕獲許可について、県としては指定管理鳥獣の追加指定前後で基本的なスタンスは変わっていないというか、捕獲許可に対する姿勢と許可の流れは変わっていない。まず体系的なところだが、捕獲許可の申請をいただいて、すぐに許可するということは基本的に県ではしていない。被害防除の対策をして、それで効果が見られない又は薄い場合には許可するというを前提にしている。

これは、県の管理計画では県内の個体群保全のため捕獲上限を設定しており、そのように指導しているところ。個体群の保全も県が一方的に言っているわけではなく、国のガイドライン上、本県の個体群は保全対象であることに基づいている。

一方、市町村の担当者の方々からは、やはりその目の前でクマが出ており、自分にとってはもう今すぐ人身被害が起きてもおかしくない状況なのに、対策をしないと、許可を出してもらえないのかという話をされているということは承知している。それについては先ほど申し上げたとおり、県としては、何も対策をしないで許可を出すというのは、県のスタンス上難しいところ。なので、例えば、木を切るとか、刈り払いを一斉にするのは負担が大きいとは思っているので、せめて例えばラジオを設置するとか、花火を打ち上げるであるとか、手軽に、比較的難易度の低いことでも少なくともしていただいて、その上で捕獲許可を申請してくださいということで説明をしているところ。

ただ委員の方からもお話があったとおり、より速やかな有害鳥獣捕獲を求められる背景としては、そういった指導をしても、やはり時間を要してしまっている。1週間、2週間出ないという意見があることは承知しており、それについて実際の事務を担っている県の出先機関に話を伺ったところ、申請書を受理した後は、1日～2日以内に許可を出しているのですが、許可が出ないという話は、申請書を受理してからの話というよりは、相談を受けてから最終的に許可が出るまでに時間を要しているということで、いろいろと制度などの縛りはあるにせよ、歪みが現場と生じているのかなと認識しているところ。

それについてはもう少し国の動きなどを見ていく必要はあるが、今日令和7年度の計画でお話したとおり、通常時の捕獲許可についての権限移譲の検討を今後県として行いたいと思っている。すべての許可をとはいかないかもしれないが、例えば条件を満たす地域であるとか、区域とか、そういったところで市町村に権限が落とせるのかなど、仕組みについて検討したいと思っている。

もう一点ゾーニング管理について、ゾーニング管理に対する考え方の変更は予定していない。というのも、実は前期計画まではゾーニング管理の記載があったが、現行計画からは省いている。その理由として、ゾー

ニング管理のやり方、要は明記していなくとも現場でうまくやれている部分が多分にあるので、意図して削ったところ。ゾーニング管理を明記している他県の状況を見ると、ゾーニング管理でここは緩衝地帯、ここは奥山という整理をしているわけだが、それは地図上に線を引くような形になるので、うちは入っている入っていないとか、そういった現場レベルでの不都合が出てきたり、うちも入れてくれたとか、じゃあここはゾーニングされてないが何もしないのかとか、そういった弊害が出てきている部分も他県では実際あると聞いている。

また、秋田県ではゾーニングのやり方を県で示していて、それに基づいて市町村が策定するという形をとっているが、すべての市町村が策定しているわけではなく、先ほど説明した弊害もあつてのようである。また、秋田県のガイドラインでは地図上に線を引く形ではなく、この条件の地域はこのカテゴリーという説明で、地図上に記載をするような形は取っていない。それはそれで不都合もあると思うが、いずれにせよ、本県としては緩衝地帯で今後対策をしていくと対応方針で申し上げているので、緩衝地帯とはどういうところなのか、というゾーニングに近いお話になってくると考えている。

それについては、国の方でも今後、捕獲の考え方について近いうちにガイドラインではないが、通知を出すということなので、そちらの内容を確認し、緩衝地帯の定義や考え方について整理していきたい。

また今月 21 日にも市町村の担当者会議を予定しており、その中で必要な情報を足していきたいと考えている。改めて貴重な意見、感謝申し上げる。

事務局(司会):その他、委員の方からご意見どうでしょうか。オンラインの委員の方どうでしょうか。

事務局:オンライン参加の委員からチャットでいくつか意見をいただいているので、紹介と回答をしたい。

まず大淵委員からサルの関係、悪質度の高い問題個体の多頭捕獲を検討することについて、評価及び判断基準がある方がいいのではないかとのこと。議事の中での早坂委員の質問にも繋がるかと思うが、やはり判断基準などがあつて、初めて市町村と県が協議することが可能となり、現場が対応しやすいのではないかと。その際回答したとおり、検討したいと思う。

もう一点、ニホンザル管理計画の実績と計画について、農業被害額が過去三年平均下回っているが、-17 万円は有効な数値との評価なのかについて、最低でも前年度の被害額を下回るという目標は達成されているので、何が効果的だったのか、何をより強化していくのか、市町村への指導についての盛り込みがあるといいという意見だが、評価の方法を含め、本日の議論で県の計画が不十分ではないかという指摘もあつたので、反映できればと思う。

続いて辻委員から、ツキノワグマの錯誤捕獲の件について、資料には総数の情報しかないということで、市町村ごとに追跡するのは可能かという質問。答えとしては可能である。市町村ごとに、どこでいつ錯誤されたか全部把握している。また、狩猟や場所によっても変わるのではないかという意見、こちらもすべて情報把握している。設置位置が適切かについて、俯瞰的に妥当性を判断するのは簡単だが、なぜその判断に至ったかは別途聞き取りをしなければならないと考えている。注意喚起は都度しているが、もう少し分析というか特に連続して発生している地域には特に対策が必要と考えている。

続けて、被害防止と保全のバランスが難しいことを含めての繰り返しの情報発信の必要性という意見については、おっしゃるとおりかと思う。今は捕獲を中心に個体数を減らすというところの考え方が大きいので、保全の意見が浸透しづらくバランスが難しい状況。注意喚起だけでなく、クマの生態についても今年度から SNS で発信するようしており、今後も様々な媒体でやっていければと思っている。

大淵委員からもう一点、南三陸町で最近クマが多いということで、町の担当者の方からクマ対策グッズやグッズを取り扱う販売店などについて質問をいただいたと。草の根運動に近いが、防除を含め出会ってしまった場合の対策について、市町村から地域住民への情報発信内容の指導や検証が計画にあればという意見だが、県でも色々やっていることはあるが、計画中に記載が十分でないところがあるのではないかと、錯誤捕獲に対する対策についても説明はあるが資料中に記載がないので追記したほうが良いと部会でも意見をいただいたところである。クマ対策については、例えば、二ヶ月ほど前から県のホームページで実際にクマと出会った時の動画を公開するなど、防除グッズの話、防除の方法など含めて、いろんな媒体で市町村も使っていただけのものを発信しているので、もちろん計画に追記するが、それに加えて市町村にフィードバックしていきたいと思う。

回答不足の部分があったら申し訳ない。

事務局(司会): その他、委員や事務局から何かあるか。

事務局: 今年度は、現行計画の三年目の折り返しのタイミングになっている。次年度からは次期計画をどうするかというところの議論が非常に重要になってくると考えている。特に前期計画と違って4鳥獣の生息域が重複していたり、人口減少など人間社会の変化も踏まえた改正が必要になってくると考えている。本会の議事録校正を今後させていただくが、その中で、次期計画策定にかかるアンケートもできればと思っているので、ご協力をお願いしたい。

事務局(司会): その他何かございますでしょうか。

なければ、以上をもちまして、本日の宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会の一切を終了いたします。委員の皆様には長時間、ご多忙のところ、お集まりいただきまして長時間、ご協議いただきまして、本当にありがとうございました。